

財務諸表に対する注記（法人本部拠点区分）

1. 重要な会計方針

（1）固定資産の減価償却の方法

- ・建物並びに器具及び備品・・・定額法
- ・所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を0円とする定額法によっている。

（2）貯蔵品の評価方法・・・最終仕入原価法

（3）引当金の計上基準

- ・退職給付引当金・・・一般財団法人埼玉県社会福祉事業共助会の基準により計算した額を計上している。
- ・賞与引当金・・・職員に支給する賞与のうち、当該会計年度の負担に属する額を見積り、賞与引当金として計上する。ただし、重要性が乏しいと認められる場合には、これを計上しないことができる。

2. 重要な会計方針の変更

3. 採用する退職給付制度

- ・社会福祉施設職員退職手当共済法に定める給付制度及び一般財団法人埼玉県社会福祉事業共助会に定める給付制度を採用している。

4. 拠点が作成する財務諸表等とサービス区分

- ・当拠点区分において作成する財務諸表は以下のとおりとなっている。

（1）本部拠点区分の財務諸表（第2号の4様式、第2号の4様式、第3号の4様式）

（2）拠点区分事業活動明細書は省略している。

（3）拠点区分資金収支明細書（会計基準別紙3）は省略している。

5. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

（単位：円）

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
土地	0	0	0	0

建物	0	0	0	0
定期預金	1,000,000	0	0	1,000,000
合計	1,000,000	0	0	1,000,000

6. 会計基準第3章第4（4）及び（6）の規定による基本金または国庫補助金等特別積立金の取崩し

・該当なし

7. 担保に供している資産

・該当なし

8. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

(単位：円)

	取得価格	減価償却累計額	当期末残高
定期預金（基本財産）	1,000,000	0	1,000,000
建物	1,546,986	1,546,984	2
土地	9,728,486	0	9,728,486
その他の固定資産	6,000,000	0	6,000,000
合計	18,275,472	1,546,984	16,728,488

9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

・徴収不能引当金は計上していない

10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

・該当なし

11. 重要な後発事象

・該当なし

12. その他社会福祉法人の資産収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

・該当なし

財務諸表に対する注記（みなのと作業所拠点区分）

1. 重要な会計方針

(1) 固定資産の減価償却の方法

- ・建物並びに器具及び備品・・・定額法
- ・所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を0円とする定額法によっている。

(2) 貯蔵品の評価方法・・・最終仕入原価法

(3) 引当金の計上基準

- ・退職給付引当金・・・一般財団法人埼玉県社会福祉事業共助会の基準により計算した額を計上している。
- ・賞与引当金・・・職員に支給する賞与のうち、当該会計年度の負担に属する額を見積り、賞与引当金として計上する。ただし、重要性が乏しいと認められる場合には、これを計上しないことができる。

2. 重要な会計方針の変更

3. 採用する退職給付制度

- ・社会福祉施設職員退職手当共済法に定める給付制度及び一般財団法人埼玉県社会福祉事業共助会に定める給付制度を採用している。

4. 拠点が作成する財務諸表等とサービス区分

- ・当拠点区分において作成する財務諸表は以下のとおりとなっている。

- (1) 川越いもの子作業所拠点区分の財務諸表（第1号の4様式、第2号の4様式、第3号の4様式）
- (2) 拠点区分事業活動明細書（別紙3⑪）

- (3) 拠点区分資金収支明細書（会計基準別紙3）は省略している。

5. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

（単位：円）

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
土地	1,401,864	0	0	1,401,864

建物	314,479,991	0	9,423,691	305,056,300
定期預金	0	0	0	0
合計	315,881,855	0	9,423,691	306,458,164

6. 会計基準第3章第4（4）及び（6）の規定による基本金または国庫補助金等特別積立金の取崩し

・該当なし

7. 担保に供している資産

担保に供されている資産は以下のとおりである。

・土地（基本財産）川越いもの子作業所敷地（川越市笠幡 1410 343.00 m²） 1,401,864 円
計 1,401,864 円

担保している債務の種類および金額は以下のとおりである。

・設備資金借入金 福祉医療機構（川越いもの子作業所建設資金） 24,800,000 円
円
・設備資金借入金 武蔵野銀行（川越いもの子作業所改修資金） 5,000,000 円
計 29,800,000 円

8. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

（単位:円）

	取得価格	減価償却累計額	当期末残高
建物（基本財産）	428,349,591	9,423,691	305,056,300
土地（基本財産）	1,401,864	0	1,401,864
建物付属設備	182,344,784	12,335,962	23,378,529
構築物	27,331,225	1,707,781	9,379,050
機械及び装置	3,504,999	0	2
車両運搬具	0	0	0
器具及び備品	5,328,505	477,763	879,497
権利	520,484	0	520,484
退職金給与引当金	18,776,600	0	18,776,600
修繕費積立資金	16,400,000	0	16,400,000
合計	683,958,052	23,945,197	375,792,326

9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

- ・徴収不能引当金は計上していない

10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

- ・該当なし

11. 重要な後発事象

- ・該当なし

12. その他社会福祉法人の資産収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

- ・該当なし

財務諸表に対する注記（川越いもの子作業所拠点区分）

1. 重要な会計方針

(1) 固定資産の減価償却の方法

- ・建物並びに器具及び備品・・・定額法
- ・所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を0円とする定額法によっている。

(2) 貯蔵品の評価方法・・・最終仕入原価法

(3) 引当金の計上基準

- ・退職給付引当金・・・一般財団法人埼玉県社会福祉事業共助会の基準により計算した額を計上している。
- ・賞与引当金・・・職員に支給する賞与のうち、当該会計年度の負担に属する額を見積り、賞与引当金として計上する。ただし、重要性が乏しいと認められる場合には、これを計上しないことができる。

2. 重要な会計方針の変更

3. 採用する退職給付制度

- ・社会福祉施設職員退職手当共済法に定める給付制度及び一般財団法人埼玉県社会福祉事業共助会に定める給付制度を採用している。

4. 拠点が作成する財務諸表等とサービス区分

- ・当拠点区分において作成する財務諸表は以下のとおりとなっている。
 - (1) 川越いもの子作業所拠点区分の財務諸表（第1号の4様式、第2号の4様式、第3号の4様式）
 - (2) 拠点区分事業活動明細書（別紙3⑪）
 - (3) 拠点区分資金収支明細書（会計基準別紙3）は省略している。

5. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位:円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
土地	0	0	0	0

建物	75,658,431	0	3,840,910	71,817,521
定期預金	0	0	0	0
合計	75,658,431	0	3,840,910	71,817,521

6. 会計基準第3章第4（4）及び（6）の規定による基本金または国庫補助金等特別積立金の取崩し

・該当なし

7. 担保に供している資産

・該当なし

8. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

(単位:円)

	取得価格	減価償却累計額	当期末残高
建物(基本財産)	170,398,317	98,580,796	71,817,521
建物付属設備	17,283,857	10,860,112	6,423,745
構築物	1,997,436	846,555	1,150,881
機械及び装置	19,609,254	19,218,681	390,573
車両運搬具	18,289,704	16,738,230	1,551,474
器具及び備品	18,958,894	17,315,463	1,643,431
リース資産	2,599,776	2,599,775	1
人件費積立資産	5,000,000	0	5,000,000
自転車リサイクル預託金	9,860	0	9,860
合計	254,147,098	166,159,612	87,987,486

9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

・徴収不能引当金は計上していない

10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

・該当なし

1 1. 重要な後発事象

・該当なし

1 2. その他社会福祉法人の資産収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

・該当なし

財務諸表に対する注記（地域生活支援拠点事業拠点区分）

1. 重要な会計方針

(1) 固定資産の減価償却の方法

- ・建物並びに器具及び備品・・・定額法
- ・所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を0円とする定額法によっている。

(2) 貯蔵品の評価方法・・・最終仕入原価法

(3) 引当金の計上基準

- ・退職給付引当金・・・一般財団法人埼玉県社会福祉事業共助会の基準により計算した額を計上している。
- ・賞与引当金・・・職員に支給する賞与のうち、当該会計年度の負担に属する額を見積り、賞与引当金として計上する。ただし、重要性が乏しいと認められる場合には、これを計上しないことができる。

2. 重要な会計方針の変更

3. 採用する退職給付制度

- ・社会福祉施設職員退職手当共済法に定める給付制度及び一般財団法人埼玉県社会福祉事業共助会に定める給付制度を採用している。

4. 拠点が作成する財務諸表等とサービス区分

- ・当拠点区分において作成する財務諸表は以下のとおりとなっている。
 - (1) 地域生活支援拠点事業区分の財務諸表（第1号の4様式、第2号の4様式、第3号の4様式）
 - (2) 拠点区分事業活動明細書は省略している。
 - (3) 拠点区分資金収支明細書（会計基準別紙3）は省略している。

5. 基本財産の増減の内容及び金額

- ・該当なし

6. 会計基準第3章第4（4）及び（6）の規定による基本金または国庫補助金等特別積立金の取崩し

・該当なし

7. 担保に供している資産

・該当なし

8. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

・徴収不能引当金は計上していない

10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

・該当なし

11. 重要な後発事象

・該当なし

12. その他社会福祉法人の資産収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

・該当なし

計算書類に対する注記（第2川越いもの子作業所拠点区分）

1. 重要な会計方針

2.

(1) 固定資産の減価償却の方法

- ・建物並びに器具及び備品・・・定額法
- ・所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を0円とする定額法によっている

(2) 貯蔵品の評価方法・・・最終仕入原価法

(3) 引当金の計上基準

- ・退職給付引当金・・・一般財団法人埼玉県社会福祉事業共助会の基準により計算した額を計上している。
- ・賞与引当金・・・職員に支給する賞与のうち、当該会計年度の負担に属する額を見積り、賞与引当金として計上する。ただし、重要性が乏しいと認められる場合には、これを計上しないことができる。

2. 重要な会計方針の変更

- ・該当なし

3. 採用する退職給付制度

- ・社会福祉施設職員退職手当共済法に定める給付制度及び一般財団法人埼玉県社会福祉事業共助会に定める給付制度を採用している。

4. 拠点が作成する財務諸表等とサービス区分

- ・当拠点区分において作成する財務諸表は以下のとおりとなっている。

(1) 第2川越いもの子作業所拠点区分の財務諸表（第1号の4様式、第2号の4様式、第3号の4様式）

(2) 拠点区分事業活動明細書

(3) 拠点区分資金収支明細書（会計基準別紙3）は省略している。

5. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

（単位：円）

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
土地	0	0	0	0
建物	164,942,801	0	7,064,051	157,878,750
合計	164,942,801		7,064,051	157,878,750

6. 会計基準第3章第4（4）及び（6）の規定による基本金または国庫補助金等特別積立金の取崩し

・該当なし

7. 担保に供している資産

・該当なし

8. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位：円)

	取得価格	減価償却累計額	当期末残高
建物（基本財産）	278,255,738	120,376,988	157,878,750
建物	2,453,578	2,029,288	424,290
構築物	1,463,715	1,323,496	140,219
機械及び装置	24,653,198	24,374,444	278,754
車両運搬具	20,935,542	20,935,535	7
器具及び備品	8,068,499	6,889,676	1,178,823
権利	90,000	0	90,000
その他の固定資産	53,791,690	0	53,791,690
合計	389,711,960	175,929,427	213,782,533

9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

・徴収不能引当金は計上していない

10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

・該当なし

11. 重要な後発事象

・該当なし

12. その他社会福祉法人の資産収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

・該当なし

計算書類に対する注記（第3川越いもの子作業所拠点区分）

1. 重要な会計方針

(1) 固定資産の減価償却の方法

- ・建物並びに器具及び備品・・・定額法
- ・所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を0円とする定額法によっている

(2) 貯蔵品の評価方法・・・最終仕入原価法

(3) 引当金の計上基準

- ・退職給付引当金・・・一般財団法人埼玉県社会福祉事業共助会の基準により計算した額を計上している。
- ・賞与引当金・・・職員に支給する賞与のうち、当該会計年度の負担に属する額を見積り、賞与引当金として計上する。ただし、重要性が乏しいと認められる場合には、これを計上しないことができる。

2. 重要な会計方針の変更

- ・該当なし

3. 採用する退職給付制度

- ・社会福祉施設職員退職手当共済法に定める給付制度及び一般財団法人埼玉県社会福祉事業共助会に定める給付制度を採用している。

4. 拠点が作成する財務諸表等とサービス区分

- ・当拠点区分において作成する財務諸表は以下のとおりとなっている。
 - (1) 第3川越いもの子作業所拠点区分の財務諸表（第1号の4様式、第2号の4様式、第3号の4様式）
 - (2) 拠点区分事業活動明細書（別紙3⑮）
 - (3) 拠点区分資金収支明細書（会計基準別紙3）は省略している。

5. 基本財産の増減の内容及び金額

・該当なし

6. 会計基準第3章第4（4）及び（6）の規定による基本金または国庫補助金等特別積立金の取崩し

・該当なし

7. 担保に供している資産

・該当なし

8. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位：円)

	取得価格	減価償却累計額	当期末残高
建物	3,780,564	3,780,563	1
機械及び装置	8,860,995	8,847,975	13,020
車両運搬具	4,410,670	3,509,266	901,404
器具及び備品	7,995,834	7,291,642	704,192
権利	70,560	0	70,560
退職給付引当資産	7,659,600	0	7,659,600
人件費積立資産	2,740,357	0	2,740,357
備品購入等積立資産	450,000	0	450,000
自動車リサイクル預託金	21,630	0	21,630
敷金	649,000	0	649,000
合計	36,639,210	23,429,446	13,209,764

9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

・徴収不能引当金は計上していない

10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

・該当なし

1 1. 重要な後発事象

- ・該当なし

1 2. その他社会福祉法人の資産収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

- ・該当なし

計算書類に対する注記（カフェ&ベーカリーどんなときも拠点区分）

1. 重要な会計方針

(1) 固定資産の減価償却の方法

- ・建物並びに器具及び備品・・・定額法
- ・所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を0円とする定額法によっている

(2) 貯蔵品の評価方法・・・最終仕入原価法

(3) 引当金の計上基準

- ・退職給付引当金・・・一般財団法人埼玉県社会福祉事業共助会の基準により計算した額を計上している。
- ・賞与引当金・・・職員に支給する賞与のうち、当該会計年度の負担に属する額を見積り、賞与引当金として計上する。ただし、重要性が乏しいと認められる場合には、これを計上しないことができる。

2. 重要な会計方針の変更

- ・該当なし

3. 採用する退職給付制度

- ・社会福祉施設職員退職手当共済法に定める給付制度及び一般財団法人埼玉県社会福祉事業共助会に定める給付制度を採用している。

4. 拠点が作成する財務諸表等とサービス区分

- ・当拠点区分において作成する財務諸表は以下のとおりとなっている。
 - (1) カフェ&ベーカリーどんなときも拠点区分の財務諸表（第1号の4様式、第2号の4様式、第3号の4様式）
 - (2) 拠点区分事業活動明細書（別紙3⑮）
 - (3) 拠点区分資金収支明細書（会計基準別紙3）は省略している。

5. 基本財産の増減の内容及び金額

- ・該当なし

6. 会計基準第3章第4（4）及び（6）の規定による基本金または国庫補助金等特別積立金の取崩し

・該当なし

7. 担保に供している資産

・該当なし

8. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位：円)

	取得価格	減価償却累計額	当期末残高
機械及び装置	501,120	192,096	309,024
器具及び備品	2,921,800	2,445,121	476,679
合計	3,422,920	2,637,217	785,703

9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

・徴収不能引当金は計上していない

10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

・該当なし

11. 重要な後発事象

・該当なし

12. その他社会福祉法人の資産収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

・該当なし

計算書類に対する注記（第4川越いもの子作業所拠点区分）

1. 重要な会計方針

(1) 固定資産の減価償却の方法

- ・建物並びに器具及び備品・・・定額法
- ・所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を0円とする定額法によっている

(2) 貯蔵品の評価方法・・・最終仕入原価法

(3) 引当金の計上基準

- ・退職給付引当金・・・一般財団法人埼玉県社会福祉事業共助会の基準により計算した額を計上している。
- ・賞与引当金・・・職員に支給する賞与のうち、当該会計年度の負担に属する額を見積り、賞与引当金として計上する。ただし、重要性が乏しいと認められる場合には、これを計上しないことができる。

2. 重要な会計方針の変更

- ・該当なし

3. 採用する退職給付制度

- ・社会福祉施設職員退職手当共済法に定める給付制度及び一般財団法人埼玉県社会福祉事業共助会に定める給付制度を採用している。

4. 拠点が作成する財務諸表等とサービス区分

- ・当拠点区分において作成する財務諸表は以下のとおりとなっている。
 - (1) 第4川越いもの子作業所拠点区分の財務諸表（第1号の4様式、第2号の4様式、第3号の4様式）
 - (2) 拠点区分事業活動明細書（別紙3⑪）
 - (3) 拠点区分資金収支明細書（会計基準別紙3）は省略している。

5. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位：円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
土地	0	0	0	0
建物	0	349,635,330	640,999	348,994,331
定期預金	0	0	0	0
合計	0	349,635,330	640,999	348,994,331

6. 会計基準第3章第4（4）及び（6）の規定による基本金または国庫補助金等特別積立金の取崩し

・該当なし

7. 担保に供している資産

担保に供されている資産は以下のとおりである。

・建物（基本財産）第4川越いもの子作業所（川越市石田 156-1 ） 348,994,331 円

担保に供している債務の種類及び金額は下記のとおりである。

・設備資金借入金 福祉医療機構（第4川越いもの子作業所建設資金） 60,000,000 円

計

8. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位：円)

	取得価格	減価償却累計額	当期末残高
建物（基本財産）	349,635,330	640,999	348,994,331
建物	0	0	0
機械及び装置	43,450,000	242,596	43,207,404
車両運搬具	0	0	0
器具及び備品	17,688,748	243,335	17,445,393
権利	2,915,560	0	2,915,560
その他の固定資産	4,831,000	0	4,831,000
合計	418,520,638	1,126,950	417,393,688

9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

- ・徴収不能引当金は計上していない

10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

- ・該当なし

11. 重要な後発事象

- ・該当なし

12. その他社会福祉法人の資産収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

- ・該当なし

計算書類に対する注記（ほくほくハウス拠点区分）

1. 重要な会計方針

(1) 固定資産の減価償却の方法

- ・建物並びに器具及び備品・・・定額法
- ・所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を0円とする定額法によっている

(2) 貯蔵品の評価方法・・・最終仕入原価法

(3) 引当金の計上基準

- ・退職給付引当金・・・一般財団法人埼玉県社会福祉事業共助会の基準により計算した額を計上している。
- ・賞与引当金・・・職員に支給する賞与のうち、当該会計年度の負担に属する額を見積り、賞与引当金として計上する。ただし、重要性が乏しいと認められる場合には、これを計上しないことができる。

2. 重要な会計方針の変更

- ・該当なし

3. 採用する退職給付制度

- ・社会福祉施設職員退職手当共済法に定める給付制度及び一般財団法人埼玉県社会福祉事業共助会に定める給付制度を採用している。

4. 拠点が作成する財務諸表等とサービス区分

- ・当拠点区分において作成する財務諸表は以下のとおりとなっている。
 - (1) ほくほくハウス拠点区分の財務諸表（第1号の4様式、第2号の4様式、第3号の4様式）
 - (2) 拠点区分事業活動明細書は省略している。
 - (3) 拠点区分資金収支明細書（会計基準別紙3）は省略している。

5. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位：円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
土地	0	0	0	0
建物	30,695,533	0	3,880,828	26,814,705
定期預金	0	0	0	0
合計	30,695,533		3,880,828	26,814,705

6. 会計基準第3章第4（4）及び（6）の規定による基本金または国庫補助金等特別積立金の取崩し

・該当なし

7. 担保に供している資産

担保に供されている資産は以下のとおりである。

・建物（基本財産）第7ほくほくハウス（川越市小仙波町 1-11-15 160.55 m²） 26,814,705 円

担保に供している債務の種類及び金額は下記のとおりである。

・設備資金借入金 福祉医療機構（ほくほくハウス改修資金） 3,216,000 円

・設備資金借入金 福祉医療機構（第4ほくほくハウス改修資金） 11,508,000 円

計 14,724,000 円

8. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位：円)

	取得価格	減価償却累計額	当期末残高
建物（基本財産）	44,205,600	12,370,203	31,835,397
建物	44,469,558	17,654,853	26,814,705
機械及び装置	0	0	0
車両運搬具	350,820	350,819	1
器具及び備品	13,764,279	10,081,479	3,682,800
権利	2,252,050	655,099	1,596,951
その他の固定資産	38,722,500	0	38,722,500
合計	143,764,807	41,112,453	102,652,353

9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

- ・徴収不能引当金は計上していない

10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

- ・該当なし

11. 重要な後発事象

- ・該当なし

12. その他社会福祉法人の資産収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

- ・該当なし

計算書類に対する注記（障害者地域生活支援センターほか拠点区分）

1. 重要な会計方針

(1) 固定資産の減価償却の方法

- ・建物並びに器具及び備品・・・定額法
- ・所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を0円とする定額法によっている

(2) 貯蔵品の評価方法・・・最終仕入原価法

(3) 引当金の計上基準

- ・退職給付引当金・・・一般財団法人埼玉県社会福祉事業共助会の基準により計算した額を計上している。
- ・賞与引当金・・・職員に支給する賞与のうち、当該会計年度の負担に属する額を見積り、賞与引当金として計上することができる。ただし、重要性が乏しいと認められる場合には、これを計上しないことができる。

2. 重要な会計方針の変更

- ・該当なし

3. 採用する退職給付制度

- ・社会福祉施設職員退職手当共済法に定める給付制度及び一般財団法人埼玉県社会福祉事業共助会に定める給付制度を採用している。

4. 拠点が作成する財務諸表等とサービス区分

- ・当拠点区分において作成する財務諸表は以下のとおりとなっている。
 - (1) ほか拠点区分の財務諸表（第1号の4様式、第2号の4様式、第3号の4様式）
 - (2) 拠点区分事業活動明細書は省略している。
 - (3) 拠点区分資金収支明細書（会計基準別紙3）は省略している。

5. 基本財産の増減の内容及び金額

- ・該当なし

6. 会計基準第3章第4（4）及び（6）の規定による基本金または国庫補助金等特別積立金の取崩し

・該当なし

7. 担保に供している資産

・該当なし

8. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位：円)

	取得価格	減価償却累計額	当期末残高
土地（基本財産）	27,344,571	0	27,344,571
建物（基本財産）	1,977,236	527,264	1,449,972
車両運搬具	1,206,750	1,206,749	1
器具及び備品	723,444	280,791	442,653
その他固定資産	6,420,910	0	6,420,910
合計	37,672,911	2,014,804	35,658,107

9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

・徴収不能引当金は計上していない

10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

・該当なし

11. 重要な後発事象

・該当なし

12. その他社会福祉法人の資産収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

・該当なし

計算書類に対する注記（障害者相談支援センターのびらか拠点区分）

1. 重要な会計方針

(1) 固定資産の減価償却の方法

- ・建物並びに器具及び備品・・・定額法
- ・所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を0円とする定額法によっている

(2) 貯蔵品の評価方法・・・最終仕入原価法

(3) 引当金の計上基準

- ・退職給付引当金・・・一般財団法人埼玉県社会福祉事業共助会の基準により計算した額を計上している。
- ・賞与引当金・・・職員に支給する賞与のうち、当該会計年度の負担に属する額を見積り、賞与引当金として計上する。ただし、重要性が乏しいと認められる場合には、これを計上しないことができる。

2. 重要な会計方針の変更

- ・該当なし

3. 採用する退職給付制度

- ・社会福祉施設職員退職手当共済法に定める給付制度及び一般財団法人埼玉県社会福祉事業共助会に定める給付制度を採用している。

4. 拠点が作成する財務諸表等とサービス区分

- ・当拠点区分において作成する財務諸表は以下のとおりとなっている。
 - (1) のびらか拠点区分の財務諸表（第1号の4様式、第2号の4様式、第3号の4様式）
 - (2) 拠点区分事業活動明細書は省略している。
 - (3) 拠点区分資金収支明細書（会計基準別紙3）は省略している。

5. 基本財産の増減の内容及び金額

- ・該当なし

6. 会計基準第3章第4（4）及び（6）の規定による基本金または国庫補助金等特別積立金の取崩し

・該当なし

7. 担保に供している資産

・該当なし

8. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位：円)

	取得価格	減価償却累計額	当期末残高
器具及び備品	308,176	6,422	301,754
その他固定資産	6,071,600	0	6,071,600
合計	6,379,776	6,422	6,373,354

9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

・徴収不能引当金は計上していない

10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

・該当なし

11. 重要な後発事象

・該当なし

12. その他社会福祉法人の資産収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

・該当なし

計算書類に対する注記（生活サポート事業拠点区分）

1. 重要な会計方針

(1) 固定資産の減価償却の方法

- ・建物並びに器具及び備品・・・定額法
- ・所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を0円とする定額法によっている

(2) 貯蔵品の評価方法・・・最終仕入原価法

(3) 引当金の計上基準

- ・退職給付引当金・・・一般財団法人埼玉県社会福祉事業共助会の基準により計算した額を計上している。
- ・賞与引当金・・・職員に支給する賞与のうち、当該会計年度の負担に属する額を見積り、賞与引当金として計上する。ただし、重要性が乏しいと認められる場合には、これを計上しないことができる。

2. 重要な会計方針の変更

- ・該当なし

3. 採用する退職給付制度

- ・社会福祉施設職員退職手当共済法に定める給付制度及び一般財団法人埼玉県社会福祉事業共助会に定める給付制度を採用している。

4. 拠点が作成する財務諸表等とサービス区分

- ・当拠点区分において作成する財務諸表は以下のとおりとなっている。
 - (1) 生活サポート事業拠点区分の財務諸表（第1号の4様式、第2号の4様式、第3号の4様式）
 - (2) 拠点区分事業活動明細書は省略している。
 - (3) 拠点区分資金収支明細書（会計基準別紙3）は省略している。

5. 基本財産の増減の内容及び金額

- ・該当なし

6. 会計基準第3章第4（4）及び（6）の規定による基本金または国庫補助金等特別積立金の取崩し

・該当なし

7. 担保に供している資産

・該当なし

8. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位：円)

	取得価格	減価償却累計額	当期末残高
その他固定資産	620,400	0	620,400
合計	620,400	0	620,400

9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

・徴収不能引当金は計上していない

10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

・該当なし

11. 重要な後発事象

・該当なし

12. その他社会福祉法人の資産収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状況を明らかにするために必要な事項

・該当なし